

特定個人情報保護評価書に関する意見を募集します (地方税の賦課徴収に関する事務)

1 「特定個人情報保護評価」とは

特定個人情報保護評価とは、行政機関等が、特定個人情報ファイル※を保有する際に、情報漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを、特定個人情報保護評価書において自らが宣言するものです。

特定個人情報保護評価書は、広く住民の意見を求めるとともに、第三者機関の点検を経て公表します。

※特定個人情報ファイル:個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報ファイルのことで、特定個人情報を検索できるように体系的に構成されたものです。

2 意見募集する特定個人情報保護評価書(案)

地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)

3 意見募集期間

令和7年9月16日(火)から令和7年10月16日(木)まで

4 案の閲覧可能場所

- ・浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)
【トップページ→市政→情報公開・個人情報→特定個人情報保護評価】
- ・税務総務課(浜松市役所本庁舎3階、元目分庁舎1階)、市政情報室、区役所(区振興課)、行政センター、支所、中央図書館、市民協働センターに配架

5 意見の提出方法

評価書(案)に対しご意見のある方は、意見書に、住所、氏名又は団体名、電話番号、電子メールアドレス(ある場合)を記入して、令和7年10月16日(木)までに、次のいずれかの方法で提出してください。(意見書の様式は問いません。)

提出方法	提出先等
窓口	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
郵送(10月16日の消印有効)	浜松市役所税務総務課
電子メール	zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX	050-3385-8458

6 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年11月下旬を目途に浜松市ホームページに掲載します。

7 問い合わせ先

浜松市役所 財務部 税務総務課(電話:053-457-2261)

特定個人情報保護評価書の概要

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

地方税の賦課徴収に関する事務において、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を取扱うに当たり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

I 基本情報（評価書（案）3～19頁）

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

「地方税の賦課徴収に関する事務」

地方税に関する賦課、徴収等は、「個人住民税の賦課事務」、「軽自動車税の賦課事務」、「固定資産税・都市計画税の賦課事務」、「収納事務」、「滞納整理事務」に分かれ事務を行っている。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

①共通基盤システム、②中間サーバ、③個人住民税システム、④国税連携システム、⑤eLTAXシステム、⑥軽自動車税システム、⑦固定資産税システム、⑧土地台帳システム、⑨家屋評価システム、⑩収納システム（市税、国民健康保険料）、⑪滞納管理システム（市税、国民健康保険料）、⑫電話・訪問催告システム（市税、国民健康保険料）、⑬住民基本台帳ネットワークシステム、⑭国民健康保険料賦課・資格システム、⑮市民税・県民税申告支援システム、⑯国税連携支援システム、⑰軽自動車関係税申告書データエントリーシステム、⑱e-Taxシステム、⑲確定申告書作成システム、⑳電子申請システム、㉑登記課税連携システム、㉒マイナポータル申請管理

3. 特定個人情報ファイル名

- ・個人住民税情報ファイル
- ・軽自動車税情報ファイル
- ・固定資産税情報ファイル
- ・収納管理情報ファイル
- ・滞納管理情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

- ・番号法により、申告書等の税務関係書類に個人番号の記載が必要となるため
- ・番号法により、地方税に関する事務全般で個人番号による本人確認が必要となるため
- ・課税資料の個人特定を正確に行うため
- ・番号法により、個人番号を付した課税情報を他市町村や他機関間で情報連携することが定められたため

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（評価書（案）20～72頁）

1. 対象

納税義務者及び扶養親族

2. 主な記録項目

個人番号、内部識別番号（宛名番号）、氏名、性別、生年月日、住所、年金関係情報、
国税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報など

3. 入手元

本人又は本人の代理人、地方公共団体、年金保険者など

4. 使用方法

課税資料（申告書等）へ記載、課税資料合算時及び被扶養者の特定など

5. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

システム保守業務等

6. 特定個人情報の提供・移転

番号法で規定する提供先・移転先

7. 特定個人情報の保管場所・消去方法

保管場所の条件、消去方法等を記載

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書（案）73～85頁）

リスク	対 策
特定個人情報の入手に関するリスク	・本人確認できる書類等により、対象者本人であることを確認する。 ・システム上は、ユーザIDとパスワードによる認証により、利用可能機能の権限設定を制限し、権限が無い者による目的外入手を防止している。 等
特定個人情報の使用に関するリスク	・システム上のユーザIDとパスワードによる認証により、ユーザごとに利用可能な機能を制限し、番号制度に関する事務担当者（システム）以外からは参照できない制御を行っている。 等
特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスク	・契約締結時に、個人情報を取扱う従業者を必要最低限とすること及び明確化することを義務付けている。 ・委託契約書において、特定個人情報の第三者への提供を禁止している。 等
特定個人情報の提供・移転に関するリスク	・特定個人情報ファイルの提供・移転のシステムログ（提供・移転先及び作成日時等）を記録している。 ・提供・移転を求められた場合は、事前申請により提供・移転の必要性及び内容等の審査を行っている。 等
情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク	・ユーザIDによる識別と、情報提供ネットワークシステムへの情報照会への権限設定及び制限により、権限がない者の目的外入手を防止している。 ・共通基盤システムの連携機能による連携先の限定に加え、ファイアウォール等の通信制御を行っている。 等
特定個人情報の保管・消去に関するリスク	・庁外データセンターの区域について赤外線、監視カメラ、行動検知システム等により不正侵入を防止している。 ・庁外データセンターの入退場は顔認証による管理を行い、不正侵入、共連れ防止を行っている。ガバメントクラウドにおけるシステムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、許可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。等

Ⅳ その他のリスク対策（評価書(案) 86～87頁）

1. 監査

- ・自己点検（年1回、運用状況が評価書どおりか点検を実施）
- ・監査（定期的に、情報セキュリティに関する内部監査を実施 ISMAP監査機関リストに登録された監査機関がガバメントクラウドサービス事業者に対する監査を定期的に実施）

2. 従業者に対する教育・啓発

- ・情報セキュリティについての研修
- ・個人情報保護についての研修

3. その他のリスク対策

- ・ガバメントクラウド上でのデータの取扱いについて責任の明確化

Ⅴ 開示請求、問合せ（評価書(案) 88頁）

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市 総務部 文書行政課（電話：053-457-2093）

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市 財務部 税務総務課（電話：053-457-2261）

〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1

浜松市 財務部 市民税課（053-457-2144）

浜松市 財務部 資産税課（053-457-2157）

浜松市 財務部 収納対策課（053-457-2268）

＜今後のスケジュール（予定）＞

1. 評価書（案）への意見募集（令和7年9月16日から令和7年10月16日まで）
2. 意見による評価書（案）の修正（令和7年11月中旬）
3. 第三者機関による点検（令和7年11月中旬）
4. 寄せられた意見に対する「市の考え方」公表（令和7年11月下旬）
5. 評価書（確定版）の公表（令和7年12月中旬）